※提出された意見ごとに並べています。公表 する際は、ページごとに並び替えます。

お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方(案)

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
1	その他	赤ちゃんの人権を守るため、育児休暇を2年義務化すれば、0歳児 や1歳児が長時間の集団生活を余儀なくされることはないと思う。 また、年金を30年40年貰っている人が結構いることを思えば、 そちらの年数を減らし、乳幼児に2年間予算を付けて欲しい。	当該計画に対するご意見ではなく、国の施策に対するご意見のため、 回答は控えさせていただきます。	_
2	74	母親が帰るまでの間、小学生だけでなく、中高生も利用できる居場 所を作ってほしい。	貴重なご意見として、今後、子どもの居場所を検討していく上での 参考とさせていただきます。	_
3	67	すてっぷ21の利用率の減少は、専業主婦の減少等が原因と聞き、 専業主婦でないと使えない施設というのもおかしい気もするが、比較 的ゆとりのある専業主婦世帯まで面倒をみていたら八千代市は破綻す る。専業主婦世帯でも病気などの緊急的な利用は、違う施設でカバー できるから大丈夫だと思うため、すてっぷ21は廃止するべき。公共 施設再編や財源、時代の流れから見てもそうするべきではないか。	子ども支援センターすてっぷ21は、いわゆる専業主婦の利用が多い状況ですが、そのほか幼稚園の帰宅後や育児休暇中、長期休業期間又はお孫さんを預かっている祖父母など様々な方が利用しています。 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となり、子育ての孤立化が社会的な傾向として顕著化しているなか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場は必要であると考えています。	_
4	73	放課後子ども教室と学童保育所は、同じ内容をやる意味がないので、 放課後子ども教室は計画的に学童保育所と統合することで減らし、最 終的にはゼロにすべき。放課後子ども教室は、専業主婦家庭もありな ので、それでは、全ての子どもの面倒を市が見なくてはいけなくなり、 財源がなくなるため、学童に一本化すべきだと考える。	学童保育所は、保護者の就労等により、放課後等に保育を受けられない児童に生活の場を提供するものです。一方、放課後子ども教室は、全児童に活動拠点としての居場所を与え、さまざまな体験・交流活動を行うことを目的としています。 新・放課後子ども総合プランでは、学童保育所の児童が放課後子ども教室に参加し、体験・交流活動を行う一体型を推進しているため、今後も当該プランに沿って、学童保育所と放課後子ども教室の一体型に取り組んでいきます。	_
5	60	待機児童問題は、小1の壁が主であり、小学校6年生まで面倒を見て施設を増やしていたらきりがなく、財源も足りなくなるため、学童保育所は小学校2年生までに制限し、今後は少子化に合わせて減らしていくべき。(現在以上に共働き化と核家族化が進んだ場合は微減) 鍵っ子同士がネット等で連絡しあい、各自家で過ごしたらどうか。学童保育所を際限なく作るのではなく、アンケート結果でニーズの高い自宅待機をいかに上手く利用する案を考えるかが、八千代市が本当にやるべきことではないか。	児童の安心・安全を図るため、学童保育所への入所は、1~3 年生の低学年を優先して決定します。高学年の待機児童数は、近年増加傾向にあり、安心・安全な生活の場としての学童保育所の利用を求める保護者のニーズが多いと考えています。	_

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
6	74	子どもの居場所として「公共施設や地域の空きスペースを活用するなど様々な手法を検討し、乳幼児親子や児童が自由に過ごせる児童館又はこれに類するような施設の設置」とあるが、アンケートでは習い事や自宅が圧倒的に多いため、鍵っ子同士がお互いの家で遊んで過ごせるよう親同士が近所づきあい等で結びついていく事が大切ではないか。そもそも子どもの夏休みの居場所づくりは親が考えるか、子ども同士で創造性を働かせて考えるべき。子どもの居場所のために、児童館の設置などをしていたらいくら財源があってもきりがないと思う。	子どもの減少やひとり親世帯の増加による地域との関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、当該事業の推進は社会的要請であるとともに、自宅以外にも多様な居場所をつくることで、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするほか、子育て支援拠点としても期待でき、その役割は重要性を増していると考えています。	_
7	75	子ども医療費の助成について、医療費全部だと莫大なお金がかかるため、最低所得制限が必要であり、八千代市の身の丈に合った施策にすべき。せめて小学校6年生までにするべきではないか。やるなら赤字市債等ではなく、予算内での削減分による財源の捻出を強く願う。	子ども医療費の助成については、子どもの保健対策の充実、また保護者の経済的負担の軽減といった観点から、子育て支援における非常に重要な施策であると認識しています。また、令和元年8月1日時点で県内2市(館山市、南房総市)以外は所得制限を行っておらず、県内すべての市町村において中学3年生までの医療費助成を行っており、所得制限を実施し、助成対象を小学生までにした場合、子育て世代の転入の減少や転出の増加も危惧されます。 現時点におきましては、所得制限を実施し、助成対象を小学生までにするという考えはございません。	_
8	その他	パブリックコメント用の第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画のタイトルについて、広報やちよと中央図書館等に置いてあるファイルのタイトルが(案)となっており、HPでは(素案)となっている。どちらが正しいのか。常識的には(案)が正しいと考える。その理由は、本計画は第2期であり、第1期の延長と理解し、初めてまな板に載る計画案ではない。本計画を(素案)とした理由を最初に記載(例えば、第1期等の内容を全面的に改定して振り出しに戻した)して頂きたい。	いただいたご意見のとおり、ホームページや広報等における(案)と(素案)の使用について、整合が取れていなかったため、今後は統一を図ります。 なお、本計画は、改めて令和2年度を始期として策定する計画であり、新規策定か改訂版かにかかわらず、市の意思決定前の段階で公表し、意見を募る案となるため、「第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画(素案)」としております。	_
9	その他	第1期計画から踏襲した内容、見直した内容、新たに追加した内容をPDCAサイクルに従って分かり易く記載をして頂きたい。	P42 の事業一覧や P45 以降で「★」がある事業が、新規事業又は第 1 期計画から取組内容の見直し等を行った事業であり、「★」がない事業が第 1 期計画から取組内容に変更がない継続事業(一部事業除く)になります。 なお、第 1 期計画の事業の点検・評価は、PDCA サイクルに基づき、毎年度実施しており、その結果をホームページで公表しています。	_
10	85	最後に記載されている PDCA サイクルは、第2期に限定した考え方で、かつ、中間年(令和4年度)の見直しは、第1期の考え方とも異なるが、その考え方を記載して頂きたい。	本計画は、令和2年度を始期として改めて策定する計画となるため、 本計画のPDCAサイクルは、本計画で位置づける事業を進捗管理する ためのものになります。 また、中間年の見直しの考え方に変更はありません。	

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
11	3	P3の図で記載されている第2期八千代市教育振興基本計画や八千代市第4次障害者計画などは、子どもだけでなく大人も適用範囲と理解するが、本計画の適用範囲は子どもだけでなく大人も適用されるという考え方で良いか。 また、適用した各資料の作成年月や要点等を内容理解の観点から付録等に記載して頂きたい。資料が膨大なら付録でその資料名を記載して頂きたい。	本計画は、子どもやその保護者を対象とした計画になります。 なお、本計画をより幅広い多くの市民にご覧いただくため、本計画 は、可能な限り、短い文章で簡潔な表現とし、必要最低限の掲載内容 とすることでスリム化を図り、見やすく分かりやすい内容となるよう 努めています。 このため、本計画を策定する過程で使用した参考資料又は関連計画 で位置づけている事業やホームページ等で公表されているものについ ては、このような観点から掲載はしていません。	_
12	3	「子育て安心プラン」と「新・放課後子ども総合プラン」は、策定年月が記載されているが、他の基準(子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法・基本指針)も策定年月を記載して頂きたい。	関連法令等の制定年月は、今後作成する巻末資料の用語解説の中で 記載する予定です。	_
13	7	本市の人口は、約204,000人(令和9年:西暦2027年)まで増加予想であるのに対し、子どもの人口推計(令和2年~6年)は右肩下がりで減少中となっているため、その理由も入れて頂きたい。例えば、子育て世帯は増えずに高齢者世帯が転入等で増加する。数字を入れるからにはその解説・分析等も必要と考える。	少子高齢化の進展が大きいと考えられますが、その要因は多岐に渡ると推測されます。 なお、P5からの「子ども・子育てを取り巻く現状」では、人口データ等からの推測など断定的に論じることができない事項については、記載していません。統計データ等を踏まえた分析等は、P32からの「第	
14	$\begin{array}{c} 13 \\ \sim \\ 16 \end{array}$	幼稚園、保育園、認定こども園、待機児童数の状況について、単に数字を記載するだけではなく、現状と将来の分析を行ってより良くするための行政側の考え方(例えば、現状も将来も心配はない、現状は心配だが将来は子ども人口が減少するために心配はない、現状も将来も心配であるとか)の基本論についても記載をして頂きたい。	2 期計画策定に向けた課題」や量の見込み等に反映されています。	
15	17	アンケート調査結果から見える現状が記載されているが、実施時期、 目的、調査内容、調査数、回答数、回答率等も入れて頂きたい。	いただいたご意見を踏まえ、アンケート調査について追記します。 なお、アンケート調査の概要は、今後作成する巻末資料の策定経過 の中で記載する予定です。	有
16	70	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の多様な事業者とは、具体的に何を指すのか。参入者は誰でも良く、事業者の意味を問わないということか。 また、「実費徴収に係る補足給費を行う事業」とは具体的には何(補助は国か県か本市か)を表しているのか。 分かり易く記載をして頂きたい。	「多様な事業者」とは、保育事業等に新規参入する事業者を指しており、参入者は株式会社などでも可能となっております。内容については、いただいたご意見を踏まえ、その旨が分かりやすいように修正します。 また、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」とは、幼稚園に通園する低所得世帯及び多子世帯の給食費(副食費)を市が補助する事業です。	有
17	40	区域欄の「─」は何を指すのかも分かり易く記載して頂きたい。更に区域の7区域と市全域の定義も教えて頂きたい。市全域≒7区域ではないことか。	区域欄の「一」は、事業の性質上、提供する事業の必要量を定めないため、事業を提供する区域を設定しません。いただいたご意見を踏まえ、その旨を注書きで追記します。 なお、区域の定義は、P39に掲載しているとおりです。	有

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
18	42 ~ 44	事業一覧について、★印は新規又は第1期からの見直し内容と記載されているが、新規と見直しの意味合いは違う。従って、新規と見直しに分けて頂きたい。また、★印以外の事業名は何を指しているのかを記載して頂きたい。例えば、第1期をそのまま踏襲した内容とか。また、本市独自の取組みとして、他市に誇れる内容があればセールスポイントになるので記載して頂きたい。	★印で新規事業と見直した事業を一つにまとめている趣旨として、 第1期計画から、その実施内容や実施体制等を見直しており、新規事 業に準ずるものとして考えていること、また本計画に掲載する事業の 多くを占める第1期計画からの継続事業と、それ以外の事業を区別す る目的があることから、原案のとおりとします。 なお、★印の説明については、その意味がより分かりやすくなるよ う修正します。	有
19	全体	事業は全て令和2年度から取組む内容か。左記と異なる場合には開始 年度も記載して頂きたい。	施策の検討を行う事業も含めて、令和 2 年度から各事業に取り組み ます。	
20	57	「No.12 不登校・ひきこもり児童への支援」について、本市の取組み(相談員数・体制等)はどうなっているのか。また、大人を含めると全国に約115 万人(厚労省)の統計もあるが、大人を含めた本市の取組みはどうなっているのか。考え方(例えば、本計画の範疇ではないとか)を合わせて記載すると更に良いと考える。	不登校・ひきこもり児童、生徒の学校復帰や社会的な自立の支援を目指し、通所による支援や訪問相談に応じています。相談員数は10名で、所長、指導主事、教育相談員、訪問相談員、カウンセラーが連携しながら対応しています。 なお、大人のひきこもりは、本計画の対象には含まれず、計画の対象とならない範囲を記載することは考えていません。	_
21	全体	事業を推進する体制として、利用者に判断材料を提供する観点から 運営形態としての公設公営・公設民営・民設民営等が考えられるが、 現時点で把握している体制があれば、記載して頂きたい。利用者の考 え方にあった利用形態の情報提供として望ましいと考える。	本計画で位置づけている事業は、一部に保育園など既に民営で実施している事業があるものの、その多くは本市で実施しており、このような既に実施されている運営形態を本計画の中で掲載することは考えておりません。また、今後、運営形態に変更等がある場合は、個別の事業ごとに、事業を推進していく適切な段階で情報提供いたします。	_
22	$47 \sim 54$	特定地域型保育事業の「特定地域」とは、具体的にどこの地域を指すのかを記載して頂きたい。	「特定」とは、財政支援を受けるために、市が「確認」を行った施設です。「地域型保育事業」とは、小規模保育事業(定員 19 人以下)などを示します。 なお、特定地域型保育事業は、巻末資料の用語解説でその意味を記載します。	_
23	$47 \sim 54$	過不足(B)-(A)が大部分の区域で大幅に超過しており、この意味は利用者数よりも施設等で収容できる数が多いことか。意味を記載して頂きたい。	お見込みのとおり、過不足は、確保方策(見込んでいる定員数)と 量の見込み(想定される利用者数)の差分を示しています。	_
24	65	「子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」は、市内の乳児院で行うと記載されているが、現時点でもあるのか。良い取組なので付録等で市内の乳児院を記載して頂きたい。また、小・中学生を対象としたショートステイ事業もあるのか。	現在、市内の乳児院 1 か所で実施していますが、子育てハンドブックや市ホームページ等でご案内しているため、乳児院について巻末資料で記載する予定はありません。 なお、小・中学生を対象としたショートステイ事業は実施していません。	_

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
25	67	「地域子育て支援拠点事業」の過不足(B)-(A)が大幅超過となっており、財政状況が厳しい現状から望ましいとは考えにくい。大幅超過を良しとする考え方があれば記載をして頂きたい。	「地域子育て支援拠点」の利用状況は、地域によって差があり、過不足の超過に反映しているものと考えられます。 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となり、子育ての孤立化が社会的な傾向として顕著化しているなか、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場は、一定の地域ごとに必要であると考えます。	_
26	68	「量の見込み」及び「確保対策」の人日は、人口よりも多い数だが、この意味は一日利用人数×年間日数のことか。意味を記載して頂きたい。また「一時預かり事業(一般型)」の確保数が、令和3年度まで不足しており、令和4年度に大幅に増やして改善されているが、本当にできるのか。できる施策等があれば記載して頂きたい。	「量の見込み」及び「確保対策」の人日は1日の利用人数×年間日数となります。 「一時預かり事業(一般型)」の確保方策について、見込み量をもとに必要となる確保数を計画していますが、実際にはニーズを踏まえた必要量を確保していくため、まずは当該事業の利用実態の把握を行うとともに、必要な量を確保ができるよう、実施する保育園等へきめ細やかな事業周知等を実施し、協力いただけるよう努めていきます。	_
27	70	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」に記載されている「特別支援教育経費」とは、具体的に何を指すのかを記載して頂きたい。例えば、今年の4月から実施予定の国から支給される給付金とは違うのか。	私学助成(特別支援教育経費)は、千葉県において実施している事業で、幼稚園において、障害児を受け入れている場合の補助事業になります。	_
28	74 ~ 82	P74~82の事業概要に記載されている内容が「努めます、助成します、 支援します、図ります、実施します」等の定性的な表現となっている が、言葉の統一はできないか。また、定量的な表現にすることはでき ないか。また、実施時期も記載して頂きたい。現在は未実施の意味か。	事業ごとに実施内容や実施の見通しに応じた適切な表現を使用しているため、統一的な表現は難しいと考えます。 また、各事業は、その事業の概要を記載しているに過ぎないほか、単に数字のみで進捗管理すべきものではないため、定量的ではなく定性的な表現としています。ただし、毎年度実施する点検・評価において、数字による評価が可能な事業は、定量的評価も行います。 なお、事業の中には、計画期間の中で、実施に向け検討を行っていく事業もありますので、計画開始時点では未実施の事業も含まれます。	_

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
29	その他	業務に携わる人以外にも理解し易いように用語解説に付録等を設けて記載して頂きたい。用語解説は、・子ども・子育て支援法(P3)、次世代育成支援対策支援法(P3)、基本指針(P3)、子育て安心プラン(P3)、新・放課後子ども総合プラン(P3)については、要点等の記載をする。不可の場合は厚生労働省のHPの参照場所などを記載。・ファミリー・サポート・センター(P23)、病児・病後児保育(P23)、一時預かり(P23)は、公設か民設か、市内には何か所あるのかを記載。・子育て世代包括支援センター(P43)は、7区域全てにあるのか。・医療的ケアを要する園児の受入れ体制の構築(P43)は、医師の判断等が必要であり、病院以外に市内にはあるか。・外国籍の児童・生徒への日常生活等の支援(P44)での、現在対応する外国語を第2期で拡張し、その外国語数は。・1号認定、2号認定、3号認定は、本市独自の表現方法か。それとも国が定めた認定か。特定教育・保育施設(P47他)、特定地域型保育事業(P47他)、確認を受けない幼稚園(P47他)、企業主導型保育事業(P47他)については、現状数を含めて、基本型・特定型(P58)、母子保健型(P58)	用語を解説する上で馴染まないものを除き、いただいたご意見を参考に適宜掲載いたします。	_
30	36	市の施策は、子ども・子育て支援法の目的・理念に沿った形で展開されるため、基本理念はとても重要となる。国の基本指針では「子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である」と記載されている。子どもの預かりなどの保護者への支援とともに、子どもの最善の利益として、子どもの生存と発達を保障できる計画であってほしい。基本理念に「子ども自身の最善の利益を守る支援」と「親の子育てへの支援」の2つが必要と考える。	子ども・子育て支援法では、子育て支援に関する給付や子ども及びその養育者に必要な支援を行うことで、子どもが健やかに成長することができる社会への寄与が目的として定められており、また基本指針では、いただいたご意見にある文言を踏まえつつ、法に基づく給付その他の支援や、障害、虐待等により社会的支援が必要な子どもに適切な援助等を講じることで、子どもの健やかな育ちを保障することを目指すとされています。 さらに、平成30年度に本市が実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、「他市と比べ子育て支援が整っていない」「子育てしづらい」というようなご意見が傾向として多く寄せられました。	_

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
31	38	第1期計画の基本施策1において、子どもの人権の尊重や子どもの意見表明、子どもに対する情報提供の充実が記載されていた。ぜひ第2期計画でも記載していただきたい。昨今、児童虐待が深刻化する中で、それらの内容をなくした理由を伺いたい。全体的に保護者の支援に偏っており、子どもの育成・人権教育などが抜けているように見受けられる。	これらのことを踏まえ、本市では、子どもの健やかな成長に第一義的な責任を負う親の負担を和らげ、支援することが子どもの最善の利益につながると考え、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち やちよ」を理念に掲げ、これに基づき、基本目標を立て、各種施策の展開を目指すことにしました。 なお、「子どもの最善の利益」「子どもの人権の尊重」については、直接的な言葉を使用していないだけであり、その精神は本計画の理念等に盛り込まれているほか、子どもの居場所づくりや児童虐待への対策など各種施策の中で展開されています。	
32	6 ~ 16	第1期計画に記載されていた八千代市の状況の各種統計がほとんど 記載されていないのはなぜか。「転入転出者の状況」「子ども支援センターすてっぷ21の利用状況」「地域子育て支援センターの利用状況」「小中学校の児童数の推移」「心身障害児の現状」「適応支援センターフレンド八千代の通所状況」を記載していただきたい。	統計データ等の掲載にあたっては、No.11でも述べましたとおり、計画のスリム化を図る観点から、課題、施策体系、量の見込みや確保方策の裏付けとなるようなデータ、施策の展開に関連性の高いデータなど必要最低限のデータの掲載にとどめています。	_
33	55	「研修等による資質の向上」の概要に「給与などの処遇改善や働く 環境改善を図ります」と加えていただきたい。	当該事業は、子どもの保育について資質の向上を図ることが目的であり、保育士等の処遇及び労働環境の改善等を対象としたものではありません。	_
34	67	地域子育て支援拠点事業について、緑が丘地域では、子育て世代が 多くなってきており、子育てが孤立しないよう親子で交流する広場の 常設が必要だ。公的施設が無理ならば、イオンなどの民間事業者との 協働も検討し、親子が気軽に集える場所を作ってほしい。	地域子育て支援センターの新規整備については、開設場所や職員体制等の確保などの課題があり困難であると考えます。今後、民間事業者との協働についての検討も考えていきます。	_
35	72	子育ての情報発信について、2つの内容の違いが分かりづらく、どんなツールがあるのかもわからない。2つの事業の違いや整合性はどうなのか。また、「にこにこ☆元気」は、妊娠期から乳幼児の保護者向け情報と思われるが、学童期の情報はいかがか。基本理念の「子育てしやすいまち」のイメージを持ち、他市の人も本市に住みたいと思える情報発信は重要なため、誰にどんな情報をどのような手段で発信するのか具体的に記載してほしい。	2つの事業は、情報提供という点で違いはありませんが、市民がメールで受動的に情報を得るか、ホームページ等で能動的に情報を得るかという点で異なります。現状では、市のホームページ等に自発的に情報を得に来なければ、子育て情報を得ることはできませんが、さまざまな情報を受け身で得られるよう、メールを活用した配信ツールを計画期間の中で検討していきます。 また、市の子育て情報サイト「にこにこ☆元気」については、乳幼児期など特定の時期にかかわらず、子育て全般に関する情報の集約を検討し、見やすさと分かりやすさに配慮したサイトに改めることで、再構築を目指します。 なお、どのような情報を集約または配信していくのかについては、サイトの再構築やメールの配信ツールを検討していく計画期間の中で、併せて精査いたします。	

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
36	72	子育ての情報発信について、担当課が子ども部各課と記載されているが、どこに問合せすればいいのか分からない。子育て情報を企画する担当課が必要と考えるため、子育て支援課と記載していただきたい。	本計画の各事業の担当課は、問い合わせ先を示すものではなく、各事業に取り組む全ての課を示しており、掲載されている各事業の担当課は、毎年度実施する PDCA サイクルに基づく評価の対象課になります。子育て支援課であれば情報提供のための環境整備、子ども部の他課であれば実際に行う情報発信が評価の対象となるため、子育て支援課だけでなく、子ども部各課と記載する必要があります。なお、実際に情報発信する際には、サイトの管理者や各ページの担当課が明示されますので、利用者が問い合わせ先に迷われることはないと考えます。	_
37	82	No.68の外国籍の親子に対する子育てに必要な情報提供の担当課は、シティプロモーション課だけでなく子ども部の担当課との連携が必要であるため、子育て支援課の記載も必要だと考える。	事業を実施する上での連携先は、事業の担当課ではないため、PDCA サイクルに基づく進捗管理の対象とはならず、また各事業の連携先は 多岐にわたり、それを列記することは計画自体が煩雑化することから も原案のとおりとします。	_
38	77	「特別児童扶養手当」「障害児福祉手当」「心身障害児福祉手当」の支給が20歳未満となっているが、2022年4月に成人が18歳になった場合、対象年齢も変わるのか。その場合は注釈が必要ではないか。	国の手当である「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」において、 国から対象年齢変更の方針がまだ示されておりません。 八千代市の手当である「心身障害児福祉手当」については、国の手 当の対象年齢の方針に基づき、変更があった場合は検討を行う予定で す。	_
39	その他	無国籍の子どもの相談窓口や里親制度の推進についても記載していただきたい。	相談窓口に関しては、「子どもに関する総合相談窓口」として、子ども相談センターを案内しています。 なお、無国籍の子どもなど、権利擁護制度の利用や関係機関との連携による支援が必要な子どもに関しては、要保護児童の支援の一環として捉えております。 里親制度に関しては、千葉県の実施となります。市では広報等の周知協力を実施しています。	_
40	78	「児童発達支援センターの機能等の充実」について、発達相談を公的機関で全て担うのは、キャパシティーオーバーだと思うため、体制強化ではなく、民間施設や小児科などの医療機関の活用や民営化などを図るべき。 また、小児科に発達相談をすれば医療費がかかり、相談センターに相談すれば無料なのは、不公平であり、そもそも公的機関が発達相談を担うべきなのかも含めて再考すべきではないか。	児童発達支援センターは、乳幼児期から就学前までの児童の発達に係る相談を受け、診断については医療機関を案内しています。現在、児童の発達障害に係る相談や診療を行う医療機関は限られており、我が子の発達に不安を抱える保護者の相談窓口としての役割は、公的機関が担うべきと考えておりますが、就学後も含め、全ての児童の発達相談や療育を公的機関のみで担うことは困難であるため、市内民間事業所や医療機関の状況に合わせ、公的機関が果たすべき役割を考えていきます。	_

No.	ページ	意見の概要	市の考え方	修正の 有無
41	67,74	すてっぷ21の利用者が減少しているが、今の立地や雰囲気では利用したくても足が運ばない。車で行かなければならない人が、確実に停められる駐車場がなければ行くことをためらう。雨の日や乳児の時期は、公園で遊ぶこともできず、孤独状態になる。みんな気軽にすてっぷ21に行きたいと思っているので、駐車場がたくさん有り、色々な施設が合わさった場所に作ってほしい。フルルガーデンの空き店舗や、ふれあいプラザ、八千代中央図書館などにすてっぷ21や児童館を作れば親子の居場所ができると思うので、子育て支援施設をもっと気軽に行ける施設にしていただき、子育てしやすい環境になることを願う。	子ども支援センターすてっぷ21大和田及び勝田台については、いずれも建設から相応の年数を経過しており、増築や改築を施していますが、老朽化が目立つ状況となっています。 本市では、こういった状況を鑑み、すてっぷ21大和田は、児童発達支援センターとの複合施設の整備、すてっぷ21勝田台は、勝田台南小学校への移転整備を進めています。 また、児童館等の子どもの居場所の設置を検討する際には、いただいたご意見を参考にするとともに、立地や駐車場の有無など利便性を可能な限り考慮した上で取り組みます。	_

※お寄せいただいたご意見は、主旨を損ねない程度に要点をまとめてあります。